

# 福岡市公報

令和 2 年 7 月 27 日 第6693号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
市	教	

○指定管理者の公募（公告第 1 号）…………… 1

市	教
---	---

**福岡市 公告第 1 号**  
**福岡市教育委員会**

福岡市音楽・演劇練習場条例（以下「練習場条例」という。）第14条第 1 項本文、福岡市営駐車場条例（以下「駐車場条例」という。）第12条第 1 項本文及び福岡市立市民センター条例（以下「市民センター条例」という。）第16条第 1 項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則（以下「練習場条例施行規則」という。）第19条、福岡市営駐車場条例施行規則（以下「駐車場条例施行規則」という。）第 8 条及び福岡市立市民センター条例施行規則（以下「市民センター条例施行規則」という。）第23条の規定により次のように公告する。

令和 2 年 7 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎  
福岡市教育委員会

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市千早音楽・演劇練習場	福岡市東区千早四丁目
市営千早駅前駐車場	
福岡市立東市民センター	

2 指定の予定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 福岡市千早音楽・演劇練習場

- ア 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- イ 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- ウ 当該公の施設の使用料の徴収に関する業務
- エ 当該公の施設の使用料の減免に関する業務
- オ 当該公の施設の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(2) 市営千早駅前駐車場

- ア 当該公の施設の駐車料金の減額又は免除に関する業務
- イ 当該公の施設の駐車料金の徴収に関する業務
- ウ 当該公の施設の駐車拒否に関する業務
- エ 当該公の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 福岡市立東市民センター

- ア 市民センター条例第2条第4号、第5号及び第6号に掲げる事業に関する業務
- イ 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- ウ 当該公の施設の利用の制限及び入館の制限に関する業務
- エ 当該公の施設の特別な設備に関する業務
- オ 当該公の施設の使用料の徴収に関する業務
- カ 当該公の施設の使用料の減免に関する業務
- キ 当該公の施設の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- ク 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 福岡市千早音楽・演劇練習場

ア 開館時間

練習場条例施行規則第2条第1項第2号に定める開館時間。ただし、提案内容により開館時間を延長することがある。

イ 休館日

練習場条例施行規則第3条本文及び同条第2号に定める休館日。ただし、提案内容により休館日を変更することがある。

ウ 使用料の徴収

練習場条例第6条第1項並びに練習場条例施行規則第11条及び第12条に定める額を徴収すること。

エ 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

- オ 使用料の減免の基準及び手続  
練習場条例第7条及び練習場条例施行規則第15条に定める基準及び手続
- カ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。
- キ 利用者の使用を制限するときの要件  
練習場条例第3条第1項に定める要件
- (2) 市営千早駅前駐車場
- ア 利用時間  
午前零時から午後12時まで
- イ 駐車料金の徴収  
駐車場条例第3条第1項並びに駐車場条例施行規則第3条に定める額を徴収すること。
- ウ 駐車料金の納入の手続  
毎日午前零時から午後12時までの駐車料金について、指定金融機関に収納日の翌日(同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の営業日)までに納入すること。
- エ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。
- オ 駐車の拒否の要件  
駐車場条例第7条に定める要件
- (3) 福岡市立東市民センター
- ア 開館時間等  
市民センター条例施行規則第6条に定めるセンターの開館時間及びセンター駐車場の供用時間。ただし、提案内容により開館時間又は供用時間を変更することがある。
- イ 休館日等  
市民センター条例施行規則第7条に定める休館日及び休館日におけるセンター駐車場の供用時間。ただし、提案内容により休館日又はセンター駐車場を供用しない日を変更することがある。
- ウ 使用料の徴収  
市民センター条例第9条第1項並びに市民センター条例施行規則第17条及び第19条に定める額を徴収すること。
- エ 使用料の納入の手続  
収納した使用料について、指定金融機関に収納日の翌日(同日が休館日又は指定

金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日)までに納入すること。

オ 使用料の減免の基準及び手続

市民センター条例第11条及び市民センター条例施行規則第22条に定める基準及び手続

カ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

キ 利用者の使用を制限するときの要件

市民センター条例第 5 条及び第 6 条に定める要件

(4) 管理に関し本市が負担する金額の上限

名 称	上限額 (令和 3 年度)	備 考
福岡市千早音楽・演劇練習場	179,957千円	議会の議決により額が変動する可能性がある。
市営千早駅前駐車場		
福岡市立東市民センター		

5 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体(以下「法人等」という。)であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 福岡市契約事務規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するもの
- (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
  - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
  - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から 2 年を経過しないもの
- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

- (1) 方法
  - (2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
  - ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
  - イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
  - ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長及び教育委員会が必要と認める基準
- 7 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 8 詳細は、募集要項による。
- 9 募集要項を次のとおり交付する。
  - (1) 場所  
福岡市東区箱崎二丁目54番1号  
福岡市東区役所（東区総務部生涯学習推進課）  
電話 092-645-1144
  - (2) 期間  
この公告の日から令和2年9月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 時間  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
  - (1) 受付期間
    - ア 期間  
令和2年9月1日から同月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
    - イ 時間  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 提出先  
福岡市東区箱崎二丁目54番1号  
福岡市東区役所（東区総務部生涯学習推進課）  
電話 092-645-1144

